



31足監発第1813号
令和2年3月26日

足立区議会議長 鹿 浜 昭 様
足立区長 近 藤 やよい 様
足立区教育委員会 様
各団体等代表者 様

足立区監査委員 秦 邦 昭
同 久 保 一 夫
同 工 藤 哲 也
同 長 井 まさのり

令和元年度 指定管理者監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和元年度 指定管理者監査の結果報告書を、同条第9項の規定により下記のとおり提出します。

記

令和元年度 指定管理者監査結果報告書

1 監査範囲

主として平成30年度の公の施設の指定管理者制度に係る出納及びその他の事務の執行等

2 監査期間

令和元年12月3日(火)から令和2年3月26日(木)まで

3 監査対象団体等及び監査日程

別紙1「令和元年度 指定管理者監査対象・日程表」のとおり

4 監査の基本方針

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、足立区が地方自治法第

244条の2第3項の規定により公の施設の管理を行わせている指定管理者に対し、指定管理者制度の趣旨に沿って事業が適正かつ効果的に行われているかを検証した。

5 監査結果

(1) 指摘事項

ア 基本協定書及び年度協定書の遵守について

区は、足立区立伊興大境保育園について、社会福祉法人高砂福社会(以下「法人」という。)を指定管理者として管理運営に関する基本協定書及び年度協定書を締結し、施設の管理運営を委託している。

ところで、法人の管理経費の収支や区への提出物等について監査したところ、以下のことが判明した。

年度協定書第8条において、当該会計年度内で繰越金が生じた場合は、管理業務運転資金として繰り越すことができるが、その繰越金が経常収入(決算額)の5%相当額を上回る場合は、区は法人から収支分析表を提出させ、結果不適切な運営と認められるときは、法人は区へその上回った金額を返還することと規定している。しかしながら繰越金が5%相当額を上回っているにもかかわらず、法人から収支分析表の提出がなく、区もその事実を監査日現在まで認識していなかった。

区及び法人は基本協定書及び年度協定書を遵守し、今後、適正な事務の執行がなされるよう必要な改善措置を講じられたい。

子ども施設運営課、社会福祉法人高砂福社会

イ 委託料に係る経理区分の明確化等について

区は、足立区立竹の塚保育園(以下「園」という。)について、株式会社ベネッセスタイルケア(以下「法人」という。)を指定管理者として管理運営に関する基本協定書及び年度協定書を締結し、施設の管理運営を委託している。

年度協定書第4条第1項において、「委託料の経理に当たっては、園特別会計を設けて他の会計と区別して処理しなければならない。」、また、年度協定書第9条第1項においては、「委託料を当該年度の運営にかかる本部事務経費に限り、本部会計に繰り入れる事ができる。」と規定している。

ところで、園の管理運営に係る実績報告書及び収支報告書並びに収支計算分析表(以下「実績報告書等」という。)について監査したところ、園の管理運営に関する経費と本部をとおして支出した経費が区分されることなく記載されていた。そのため実績報告書等からは、法人本部への繰入金額、園が支出した委託料の用途の妥当性、園の当期資金収支差額並

びに当期末支払資金残高の金額の妥当性が検証できなかった。

所管課である子ども施設運営課を通じて、法人に委託料に係る経理区分について確認したところ、法人はこれまで、委託料の会計処理方法について区と協議し、区はその内容について了承していたことが判明した。区は年度協定書に則った会計処理を行うよう指導すべきであり、今後このようなことがないよう適正な事務執行の確立を図られたい。

子ども施設運営課

(2) 意見・要望事項

ア 指定管理者から提出される関係書類の取扱いについて

区は、足立区立竹の塚保育園、足立区立伊興大境保育園、足立区立青井おひさま保育園について、指定管理者に施設の管理運営を委託している。

ところで、各指定管理者から区への事業計画書等の提出状況について監査したところ、以下のことが判明した。

事業計画書は、各指定管理者との基本協定書第8条若しくは第9条において、毎年度事業開始前に区に提出しなければならないと規定している。また、決算書及び事業報告書は、各指定管理者との基本協定書第15条若しくは第16条及び各指定管理者との年度協定書第7条において、年度終了後45日以内に区に提出しなければならないと規定している。

事業計画書、決算書及び事業報告書の提出状況については、区へ提出した際の通知文等の添付がなく提出日の確認ができなかった。そのため、所管課である子ども施設運営課（以下「所管課」という。）にその提出状況について確認したところ、概ね期限までに提出され収受印が押印されていたものの、係長を初めとして所属長まで文書を供覧することなく保管していた。

所管課は、指定管理者から提出された事業計画書、決算書及び事業報告書等について確認し、指定管理者が施設の管理運営を適正に行い、区民サービスが効率的かつ効果的に提供されているかを検証すべきである。指定管理者から提出される関係書類は、その処理状況を明らかにするためにも足立区文書管理規程に基づき適切に収受し、文書管理システム上の供覧処理又は供覧用紙などにより回付すべきである。

指定管理者の協定書に則った適正な施設の管理運営を把握するためにも、区は、適切な関係書類の文書処理を行うことを要望する。

子ども施設運営課

指摘事項ならびに意見・要望事項については以上のとおりである。本監査の結果に基づき措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他の注意事項は、特になし。監査の際に散見された軽易な誤りについては、各団体及び所管課に対し、その都度改善するよう指導した。

以 上

1 委員監査

月日	曜日	時間	指定管理者名	監査対象施設名	所管課	監査会場
1月15日	水	9:30	株式会社 ティー・エム・エンタープライズ	興本地域学習センター 興本地域体育館 興本図書館	地・地域文化課 地・スポーツ振興課 地・中央図書館	現地
1月21日	火	9:30	社会福祉法人 足立区社会福祉協議会	総合ボランティアセンター 西綾瀬ボランティアセンター	福・福祉管理課	本庁舎内 監査室
1月24日	金	9:30	ヤオキン商事株式会社	中央本町地域学習センター 中央本町地域体育館 やよい図書館	地・地域文化課 地・スポーツ振興課 地・中央図書館	現地
2月 3日	月	9:30	ヤオキン商事株式会社	鹿浜地域学習センター 鹿浜地域体育館 鹿浜図書館	地・地域文化課 地・スポーツ振興課 地・中央図書館	現地
2月 4日	火	9:30	株式会社ベネッセスタイルケア	足立区立竹の塚保育園	子・子ども施設運営課	現地

注1 総合ボランティアセンター、西綾瀬ボランティアセンターは、社会福祉協議会の財政援助団体等監査と同時に行いました。

2 事務監査

月日	曜日	時間	指定管理者名	監査対象施設名	所管課	監査会場
12月 5日	木	9:15	社会福祉法人 聖風会	足立区ケアハウス六月	福・高齢福祉課	現地
12月17日	火	9:15	社会福祉法人 水の会	足立区立青井おひさま保育園	子・子ども施設運営課	現地
1月10日	金	9:15	いきいきチャイルドケアあだち ヤオキン商事株式会社	竹の塚学童保育室	地・住区推進課	現地
1月15日	水	9:15	株式会社 ティー・エム・エンタープライズ	興本地域学習センター 興本地域体育館 興本図書館	地・地域文化課 地・スポーツ振興課 地・中央図書館	現地
1月24日	金	9:15	ヤオキン商事株式会社	中央本町地域学習センター 中央本町地域体育館 やよい図書館	地・地域文化課 地・スポーツ振興課 地・中央図書館	現地
1月28日	火	9:15	社会福祉法人 足立区社会福祉協議会	総合ボランティアセンター 西綾瀬ボランティアセンター	福・福祉管理課	本庁舎内 1204会議室
2月 3日	月	9:15	ヤオキン商事株式会社	鹿浜地域学習センター 鹿浜地域体育館 鹿浜図書館	地・地域文化課 地・スポーツ振興課 地・中央図書館	現地
2月 4日	火	9:15	株式会社ベネッセスタイルケア	足立区立竹の塚保育園	子・子ども施設運営課	現地
2月 6日	木	9:15	社会福祉法人 高砂福祉会	足立区立伊興大境保育園	子・子ども施設運営課	現地

注1 総合ボランティアセンター、西綾瀬ボランティアセンターは、社会福祉協議会の財政援助団体等監査と同時に行いました。